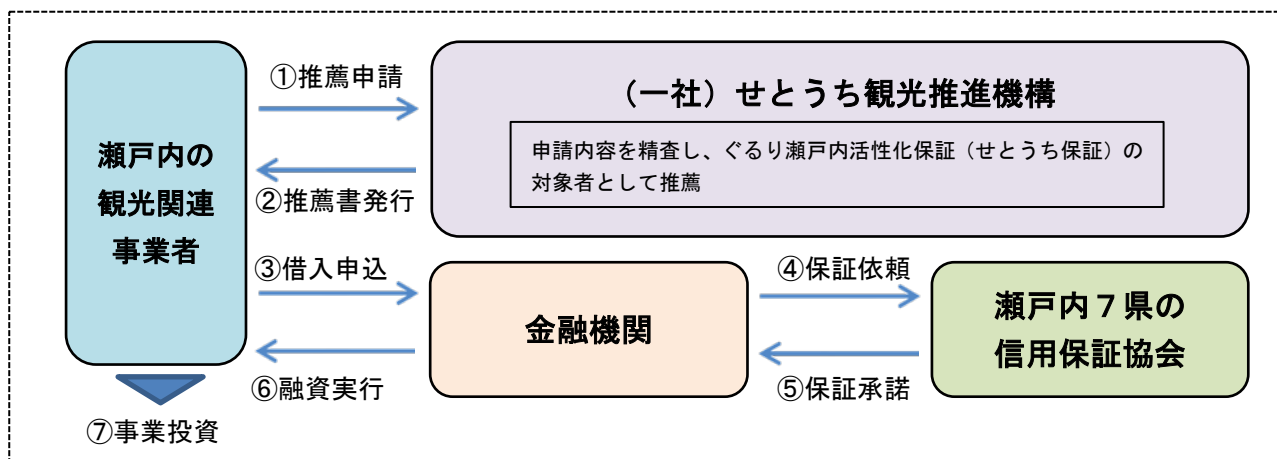


瀬戸内7県の信用保証協会が共同の保証制度により観光関連事業を支援

ぐるり瀬戸内活性化保証(せとうち保証)について

- 瀬戸内7県の信用保証協会（広島、兵庫、岡山、山口、香川、徳島、愛媛）は、せとうちDMO※の取組に協調し、平成29年5月1日付で「ぐるり瀬戸内活性化保証（せとうち保証）」の取扱いを開始しました。**複数の信用保証協会によるDMOに係る共同の保証制度**の創設は、**全国初**となります。
- 対象資金は「瀬戸内観光事業の活性化に資する資金」であり、本保証により、瀬戸内の多彩な観光資源の魅力が更に高まり、より多くの観光客が瀬戸内各地を「ぐるり」と周遊していただくことで、瀬戸内エリアの更なる活性化を図ります。
- 対象者は、一般社団法人せとうち観光推進機構の推薦を受けた観光関連事業者です。
- 瀬戸内7県の信用保証協会は、本保証を通じて、瀬戸内の観光関連事業をより一層支援し、瀬戸内エリアの更なる活性化を図り、地方創生に貢献してまいります。
- 本保証制度に関するスキーム図は、以下のとおりです。



※ せとうちDMOは、一般社団法人せとうち観光推進機構と株式会社瀬戸内ブランドコーポレーションを中心に構成されており、瀬戸内ブランドの確立と瀬戸内地域の価値の最大化を図るため、瀬戸内が有する様々な観光資源を最大限活用し、様々な関係者とともに、持続可能な観光地経営に取り組んでいます。

ぐるり瀬戸内活性化保証（せとうち保証）の概要

※詳細は、各県の信用保証協会にお問い合わせ願います。

対象となる方	(一社)せとうち観光推進機構による推薦を受けた中小企業者 ※せとうちDMOが運営するメンバーシップ制度の会員に限る。
対象資金	事業資金（瀬戸内観光事業の活性化に資する資金に限る。）
保証限度額	5,000万円 ※一般の普通保険（2億円（組合4億円））及び無担保保険（8,000万円）の範囲内とする。
保証期間	10年以内（うち据置期間1年以内）
返済方法	元金均等分割返済又は一括返済（一括返済は、保証期間1年以内の場合に限る。）
貸付利率	金融機関所定利率
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要
担保	必要に応じて徴求
保証料率	広島県信用保証協会では、所定の保証料率より10%の割引を実施しています。